

## 6. 史蹟としての墓の保存をめぐる議論について

土居 浩（ものづくり大学）

### 1. はじめに

無縁社会における墓と追悼を見据えた、慰霊の歴史的展開を調査するにあたり、文化財として墓が取り上げられる系譜を検討する。増殖する無縁の墓をどう扱えばよいのかについては、日本では昭和初期の時点で様々な立場から議論されていたが、そこでは、無縁化する墓は忘れるに任せることも選択肢とする柳田民俗学の立場が、同時代的にも特異であった〔土居 2006〕。一方、後述するように、すでに大正期の時点で、文化財（小稿では「史蹟」）であれば「まず無縁の墳墓を保存する必要がある」との認識が明確に示されている。この認識の系譜をたどることは、近い将来、われわれの認識を再設計する際に、参照されるべき重要な知見となると思われる。

具体的対象は、史蹟名勝天然記念物保存協会の機関誌である『史蹟名勝天然記念物』および『史蹟名勝天然記念物保存協会報告』に掲載された、特に最初期における発言である。史蹟名勝天然記念物保存協会は、明治末年から大正・昭和初期にかけて、日本における文化財保護の概念を官民間わず広く知らしめることに大きな影響を与えた、当初は民間、のちに内務省・文部省の組織である。現在の「文化財」概念の発端であり、現在に至るまで様々な影響を与えていると判断される。また、この会員の一部分が昭和初期になると、名家の墳墓を保存顕彰することを目指す、東京名墓顕彰会を結成し十年余り活動を続ける〔土居 2010〕ので、墓は保存顕彰すべきとする心性の源泉のひとつとしても、検討対象として適切であると考えられる。

### 2. 史蹟としての墓

冒頭で示した「まず無縁の墳墓を保存する必要がある」の文言は、大正 8 年制定の「史蹟名勝天然記念物保存法」に対し、その翌年に内務省から出された「史蹟名勝天然記念物保存要目 中史蹟の解説」（『史蹟名勝天然記念物』第四卷第三号：大正 10 年 4 月 20 日発行）に書かれている。資料からの引用は〈 〉で括り、適宜現代的表記に改め、中略個所は…で示した。

#### 〈五 古墳及び板碑

第三に古墳および著名なる人物の墓ならびに碑は、信仰という方にも関係があり、かつ我々国民道徳の上から、祖先崇拜という上においても墳墓を大切にすることが必要があるのであるが、その中で前にいった皇室の御陵墓は別とし、これ以外のものを史蹟保存という方面から実行したいのである。……上代の古墳に対して、その後の墳墓は人口が既に多くなったり、また火葬が行われるようになって、大きな墳墓を営むことは少なくなったが、それをすべ

て保存するという事は容易なことではない。上代において大きな墳墓を作ったものは、貴族であるとか、特別の人物であるが、後世における墳墓は必ずしもすべてを保存する訳にはいかぬ、やはり特別に著名なる人物の墳墓あるいはその碑石を保存するにとどめねばならぬ。これもその子孫を有するものは後まわしとし、まず無縁の墳墓を保存する必要がある。なお実際には墳墓でなくても、その供養のために建てた板碑の類や法華経などを収めて供養した経塚のごときもの火葬場の趾なども同様に保存すべきものである。)

ここには、「国民道徳」「祖先崇拜」など、法律条文そのものでは明示されていない、当時の前提とする価値観をうかがうことのできる文言が並んでいる。ここに明示された、「特別に著名なる人物の墳墓あるいはその碑石」を保存対象とする、との認識は、遡れば、史蹟名勝天然紀念物保存協会の第十六回常務委員会(大正6年3月8日)にて議定された「保存要項草案」でも確認ができる。

#### 〈第一 史蹟

史蹟として保存すべしと認むべきもの並に史蹟の関係上保存すべしと認むべきもの左の如し

……

#### 四、墳墓(例せは古墳、及史上著名なる人物の墓)

保存対象としての墓について、つまり「史蹟として保存」すべき「墳墓」としては、具体的に「古墳」と「史上著名なる人物の墓」が例示されている。この見解、つまり「史上著名なる人物」の墓が保存対象である、との見解は、その後、基本的に踏襲されることになる。たとえば東京府が大正7年10月26日に布告した「史的紀念物天然紀念物勝地保存心得」では、以下のように示される。

#### 〈保存すべきものの種類

第一 史的紀念物 これを分ちて史料及史蹟とす

#### 其二 史蹟

史蹟とは先史時代の貝塚・遺物包含層と歴史時代の神社・寺院・墳墓・公署・城砦・都邑・民屋・学堂・市場・関所・駅場・橋梁・戦場・園地及其の遺址を云ひ其の他著名なる事件及人物に由緒ある土地を含む)

このような認識、すなわち「史上著名なる人物」の墓を保存すべき、との認識は、さらに遡ることができる。そもそも、史蹟名勝天然紀念物保存協会の成立契機にも関わるのである。次に、最初期の機関誌で、それを確認したい。

### 3. 保存されるべき墓

史蹟名勝天然紀念物保存協会は、その名称へ至るまでに、様々な名称を経ている。まずは「史蹟」と「史樹」の保存に関する会合として、明治43年12月7日に史蹟史樹保存茶話会が、徳川達孝・徳川頼倫の両名を主催として、麻布の南葵文庫にて開かれたのが最初である。機関誌での発言を追うと、まさに「史蹟」「名勝」「天然紀念物」それぞれの概念

が、徐々に練り上げられていった過程がうかがえる。その流れの中で、墓は保存対象として主たる興味関心とは言い難いものの、無視されているわけではない。たとえばこの茶話会記録のまとめとして「演説談話において諸氏の希望されたる保存要目一覧」が列挙されている。そのうち、墓に関わる要目を明示しているのは、以下の3件である。

- 「歴史に関係ある住宅、墳墓、絵画、物品」(三上)
- 「伝説記録等不明瞭の遺跡をも保存すること」(喜田)
- 「市内と墓地、御誓文を掲載すること」(鎌田)

要目末尾のカッコ書きは発言者名であり、それぞれ三上参次・喜田貞吉・鎌田栄吉である。このうち三上と喜田は日本史学者として知られる。鎌田の専門は歴史学ではなく、当時は慶応義塾塾長である。

まずは歴史を専門としない、鎌田の発言を確認しておきたい。

〈……墓地というものを東京市の市道にいたした、いま青山の墓地にいたした所が、谷中の墓地にいたした所が、永久に保存することが出来るや否や問題であります。ことに町の中に挟まっているものは何とか保存をしなければならぬと思います。ずいぶん墓の中には大切な史蹟がございましょう。馬琴の墓もございましょうし、物徂徠の墓も、大久保彦左衛門の墓もございましょう……それやこれやでもって色々史蹟の保存もできましょう。これなどは新しい方の史蹟ではありますが、いわゆる今日の交通の便を進め文明の設備をなすと矛盾せざる限りは、いくぶんかその方に斟酌してでもどうかして保存して史学の用に供したいと思うのであります。〉

前後の他の発言との文脈を勘案すると、都市開発(都市域の拡張)と、墓を含む史蹟保存との兼ね合いについて、史蹟保存の意義を説く発言であることが、うかがえる。引用末尾で端的に示されるように、保存は「史学の用に供したい」ためである、との認識である。

次に、三上の発言をみておきたい。長い発言記録のうちでも、数か所で墓について言及しているので、部分に切り分けて引用し、それぞれの前提とされる価値観を確認していきたい。

〈革命の絶えて無いところの国すなわち我が日本国のごときでさえも御歴代の御陵墓を鄭重にせられた時代と、その出来なかつた時代とを比較してみますと、皇室の御威光の盛衰、また文化の消長などがわかるのであります。〉

これは陵墓についての言及で、「朝鮮」や「支那」では古い王家の墓が荒らされているらしい、との噂からの繋がりです。王朝が断絶してきた外国／連続してきた日本、という現在でもしばしば世間で流通する(そしてしばしば日本の優位性の論拠とされる)比較論を前提としている。その上で、陵墓は必ずしも尊重されてきたわけではない事実に言及している。

〈市区改正のために小石川茗荷谷の深光寺にある馬琴の墓が他へ移されるそうである。慨嘆に堪えないことであるから注意したらどうかという熱心な書面であったのです。〉

これは、三上自身が以前に阪谷芳郎(この会合にも参加していた)から、書面にて問い

合わせを受けたエピソードの紹介である。この流れで、墳墓の移設については、基本的に反対の立場であることを示している。これは、先に確認した鎌田の発言と同類の見解である。引用の都合で前後したが、実際の発言の順序は、三上が先で、鎌田が後である。つまり鎌田の見解は、三上の発言を承けてのものであり、おそらくはその会合の場ではほぼ全員が共有する認識であったと思われる。

〈(引用者註：太田道灌への言及に続き) そのつぎに江戸の恩人は徳川家康でありましょうが、これに対しても東京の人は一向なんらの注意を払っておりません。もしこれが幕末のごとき時代であって江戸の幕府を悪く言うべき時代であったならば家康の閉却されることも無理でありますまいが、今はその時代ではない。ゆえに上野の霊屋、増上寺の霊屋などについては東京市民はもう少し注意を払うべきだと思います。これはもとより市の物でもなく府の物でもなく、現に徳川公爵家の所有である。市民府民がいかにも熱中してもどうも手の出せないことであるが知りませんが、もしそうでなかったならば、これを公爵家の一個人の手に任しておかずに市民府民たる者はなんらかの法を構すべきものではないかと思うのであります。〉

誰が墳墓の保存をするのかについて、なかなかうかがうことができない中で、この発言は貴重である。徳川家の墓（上野の霊屋、増上寺の霊屋）であっても、子孫である徳川家の「一個人の手に任しておかずに市民府民」が何らかの対応をせねばならぬ、との認識を明確に示している。

〈なお最後に一言申し上げておきたいことがあります。儒者の墓場の保存ということについても大分以前から目論見がありまして、大塚の護国寺の裏手なる儒者捨場というところに寛政の三博士や室鳩巢先生の墳墓などが一所に集まってあるのですが、それがいかにも現在のまま放棄しておくわけにまいらぬ状態に帰つつあるので、まことに感嘆に堪えない次第です。〉

これは三上が後に保存へ深く関与することになる、大塚先儒墓地のことである。保存される前の時点では、「儒者捨場」と呼ばれるほどに荒れていたことが、うかがえる。

基本的に史蹟としての墓の保存については、三上が牽引していることが、機関誌の発言からうかがえる。この三上の発言に対し、喜田の発言からは、やや慎重な姿勢がうかがえる。最後に節を変えて、その点を確認しておきたい。

#### 4. おわりに：保存すべき墓の選び方

〈たとえばここに一つの墳墓があるとして、これが誰の墓であると分かっていると、而してその某なる人が広く名の顕れたひとであるとか、もしや顕れていなくても、名が分かっている場合には、よく注意してこれを尊重しますが、それが名の分からぬ者でありますれば、ずいぶん立派な物で、昔の有力者の墓に相違ないものでもこれを尊重することを知らない。これを潰してしまっても惜しいとは思わぬというようなことがあるように始終見受けております。〉

この喜田の発言は、「史上著名なる人物」とは限らないが、学術的意義がある（ここでは「ずいぶん立派な物で、昔の有力者の墓に相違ないもの」）墓についても、保存すべきではないか、との認識がうかがえる。これは、三上の発言からうかがえる価値観とは、いささか位相が異なる視点である。しかも、後の史蹟名勝天然記念物保存法に反映されているとは言い難い視点である。

この喜田の発言を延長すれば、学術的知見と、慰霊（祭祀）実践当事者の認識とが、食い違う可能性に踏み込まざるをえない。この喜田発言は、喜田の学問的背景を知れば、首尾一貫したものであると、首肯できる。齋藤智志の研究〔齋藤 2015〕によれば、大正期をさらに遡る明治 30 年代に、日本歴史地理研究会が刊行した雑誌『歴史地理』において（古墳墓を含む）史蹟保存につき、「学者」の立場から「学術的価値」に重きをおいた主張が展開される。その主張は、「世人」のいう「由緒的価値」とは異なる論理であった。この『歴史地理』の編集担当の一人が、喜田である。改めて、喜田の発言と比較すると、三上の発言はむしろ「世人」のいう「由緒的価値」に近いともいえよう。実際、三上は、同時代の黒板勝美が海外の理論を踏まえた史蹟保存論を展開したのに比して、「由緒的価値」（顕彰）の立場から史蹟保存論を展開したのである。

念のため書き添えれば、学術的知見と慰霊実践との関係は、ここまで述べてきたような、歴史学的知見とは限らない。すでに予備調査として着手しているが、人骨に対する骨考古学・形質人類学的知見の進展が慰霊実践に与える影響（遺骨の個体識別への期待）のように、自然科学的知見もまた大きな影響を与えうる。

ひとまず今期は、史蹟としての墓の保存をめぐる議論を追い、文化財（史蹟）の価値を議論するごくごく初期の会合で、すでに墓は保存の対象であったことを確認した。次の課題は、「文化財」概念が成立するまでに、墓の保存をめぐる議論がどのように展開されてきたのかを追うことである。また、歴史学的知見に限らず、他の様々な学術的知見が、いかに慰霊実践に影響を与えたかについて、具体的事例を検討する必要がある。

## 参考文献

土居浩「〈墓地の無縁化〉をめぐる構想力―掃苔道・霊園行政・柳田民俗学の場合―」比較日本文化研究、10号、pp.76-88。2006年10月。

土居浩「墓ばかり調べている人」たちのネットワーク―史蹟名勝天然記念物保存協会における『掃苔』同人の邂逅を中心に― 西海賢二ほか『墓制・墓標研究の再構築：歴史・考古・民俗学の現場から』岩田書院、pp.131-148、2010年10月。

齋藤智志『近代日本の史蹟保存事業とアカデミズム』法政大学出版局、2015年2月。